島根県立美術館ホール使用予約申込書

令和　　年　　月　　日

島根県立美術館指定管理者
ＳＰＳしまねグループ　御中

≪申請者≫
住所（所在地）　　〒
団体名
氏名〔代表者〕（ふりがな）　　印
電話番号

≪作業責任者≫
住所（所在地）　　〒
氏名（ふりがな）　　印
電話番号

≪記入者≫
住所　　〒
氏名（ふりがな）　　印
電話番号
※申請者と記入者の関係

裏面注意事項を確認のうえ、下記の通りホールを使用したく予約申込みをします。
※予約許可は使用月の6ヶ月前からとなります
・□については該当するものに印をつけてください。

催物名	
使用日時	令和　　年　　月　　日　　曜日 □午前（10：00～12：00）　□午前・午後（10：00～18：00） □午後（13：00～18：00）　□午後・夜間（13：00～21：00） □夜間（18：00～21：00）　□全日（10：00～21：00）
催物内容 （具体的にご記入ください）	
入場料	□無料　□有料（　　円）
備考	

ご記入いただいた個人情報は美術館ホール使用に関する連絡のみに利用させていただきます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝ 以下　弊社使用欄　＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

担当者欄	
受付	許可
印	印

【注意事項】

１．使用を許可しない場合
使用の目的、方法等が次のいずれかの事項に該当する場合は、使用許可をしないものとします。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
(3) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
(4)美術館の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
(5)前各号に掲げるもののほか、使用許可申請者が法的または社会的責任を十分に取り得るものでないとき（※注）、作品販売など営利を目的とするとき、「島根県立美術館ギャラリー・ホール使用申請に係る表明・確約書」（以下「表明確約書」という）を提出しないとき、使用予約申込書・表明確約書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき、暴力団に準ずる者等反社会的勢力の利益になるおそれがあると認められるとき等、美術館の管理に支障があると認められるとき。

（※注）使用者が未成年者の場合は保護または監督の立場にある成人の方が使用申し込みをしてください。

２．使用許可の取消し等
使用許可を受けた者（以下「使用者」という）が次のいずれかに該当するとき、その許可を取消し、島根県立美術館条例（以下「美術館条例」という）第13条（使用の許可）第3項の規定により付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができるものとします。

(1)　美術館条例又は美術館条例施行規則の規定に違反したとき。
(2)　美術館条例第13条（使用の許可）第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
(3) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
(4) 前各号に掲げるもののほか、島根県立美術館ギャラリー利用案内に規定する遵守事項に違反したとき、利用案内使用予約申込書・表明確約書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき、暴力団その他これに準ずる者等反社会的勢力の利益になるおそれがあると認められるとき等、美術館の管理上特に必要があると認めるとき。

３．その他
上記１の使用不許可事由及び上記２の使用取消し事由を確認する必要がある場合は、島根県暴力団排除条例に基づき島根県警察本部に照会することがあります。